

甲府市公式ホームページリニューアル
業務委託公募型プロポーザル審査基準

令和7年10月

甲府市情報発信課

1 審査の実施方法

プロポーザルの審査を公正に行うため、甲府市公式ホームページリニューアル業務受託事業者選考審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置し、一次審査及び最終審査を実施する。各審査の評価表をもとに点数化して評価を行う。

また、応募者が多数にのぼる可能性があることから、一次審査として書類審査を実施し、上位3者程度を最終審査に進む合格者とする。

最終審査の総合得点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。なお、当該事業者が辞退や参加資格要件を欠くなどした場合は、次点の事業者を優先交渉権者として選定する。

（参考１）評価点数全体図

一次審査		最終審査	
評価基準	満点	評価基準	満点
企画提案書	500点	操作デモンストレーション	300点
CMS等機能要件一覧	300点	プレゼンテーション	400点
合計	800点	企画提案書（一次審査の点×1/2）	250点
		CMS等機能要件一覧（一次審査の点）	300点
		価格点	50点
		合計	1,300点

（１）一次審査（８００点満点）

参加資格条件を確認し、条件を満たしている事業者について、書類審査を実施する。

提出された「企画提案書」及び「CMS等機能要件一覧」に対して、審査委員会が審査を行う。審査委員会において最終審査に進む一次審査通過者を3者程度決定する。

なお、見積額が見積上限額を超えている場合は、失格とする。

ア 「企画提案書」に対する審査：配点５００点

仕様書に基づき評価項目を設定しており、各項目に対する重要度により配点している。５段階評価に応じて得点を算出する。

「企画提案書」に対する審査の評価項目については、別紙「企画提案書審査評価表」を参考とすること。

イ 「CMS等機能要件一覧」に対する審査：配点３００点

「基本項目」と「推奨項目」に区分しており、各項目の達成方法に応じて５段階評価で得点を算出する。

CMS等機能要件一覧に記載された対応方法については、本市のCMS接続環境において、事務局がデモ環境で記載内容の確認を行い、疑義がある場合は必要に応じて提案事業者へ質問を行う。

得点算出にあたり、小数点以下の値は切り捨てることとする。

得点算出方法（300点満点）：得点＝合計評価点÷5.18（※）

※評価点上限 1,556 点 ÷ 300 ≒ 5.18

(参考 2) CMS 等機能要件一覧 評価表

対応方法	評価点計算方法				得点 (300 点満点)
	基本（4 点満点）		推奨（8 点満点）		
◎（標準機能として現時 点で対応可能）	4	225 項目	8	82 項目	得点＝ 合計評価点 ÷5.18
○（標準機能として対応 可能予定）	3		6		
△（オプションやカスタ マイズで対応する）	2		4		
□（代替案で対応可能）	1		2		
×（対応できない）	0		0		

(2) 最終審査 (1, 300 点満点)

以下のア～オについて各審査評価表等に基づき算出し、合計点数が最も高い 1 者を優先交渉権者とする。

ア 操作デモンストレーション審査：配点 300 点

審査委員会の委員及び甲府市ホームページリニューアルワーキンググループ（デザイン・機能部門）のメンバー（以下、「ワーキンググループメンバー」という。）が CMS を実際に操作し、使いやすさ等を審査する操作デモンストレーション審査を実施する。

デモンストレーションの説明は、プレゼンテーションの説明者と異なる者が行うことを可能とするが、本業務に関わらない者を配置することは不可とする。（例：デモンストレーションの説明のみを担当し、システム構築業務には関わらない者は不可。）

甲府市役所本庁舎を会場とし、令和 7 年 12 月 18 日（木）に開催する。

操作内容は、「操作デモンストレーション審査実施要領」のとおりとする。実施要領を確認し、一次審査で提供したデモ環境とは異なる環境やサンプルデータ等が必要となる場合は、令和 7 年 12 月 12 日（金）までに事務局へ提出すること。

その他、詳細については、一次審査通過者宛てに別途通知する。

操作デモンストレーション審査の評価項目については、別紙「操作デモンストレーション審査評価表」を参考とすること。

イ プレゼンテーション審査：配点 400 点

審査委員会の委員によるプレゼンテーション審査を実施する。

甲府市役所本庁舎を会場とし、令和 7 年 12 月 22 日（月）に開催する。

1 者あたりの持ち時間（プレゼンテーション時間）は 40 分とし、質疑応答の時間を別に設ける。

プレゼンテーションでは、企画提案書及び企画提案書に準ずる資料（企画提案書の内容を要約・抜粋したもの）以外の使用は認めない。企画提案書に準ずる資料については、あらかじめ事務局が内容を確認したもののみ、使用を認める。

提案者は本業務に配置される実務担当者を説明者（４名以内）として配置することができる。なお、デモンストレーション審査と同様、本業務に関わらない者を配置することは不可とする。その他詳細については、一次審査通過者宛てに別途通知する。

プレゼンテーション審査の評価項目については、別紙「プレゼンテーション審査評価表」を参考とすること。

ウ 企画提案書審査：配点２５０点

一次審査で算出した「企画提案書」の得点に、２分の１を掛けた点数を用いる。

エ 機能要件審査：配点３００点

一次審査で算出した「ＣＭＳ等機能要件一覧」の得点を用いる。

オ 価格：配点５０点

提案者が提出した見積額（導入に要する費用）に対して、以下のとおり５段階で算出する。なお、見積額は、提案者が見積書に記載した金額とする。

【算出方法】点数 $a = 50 \text{ 点} \times (\text{全提案者中の最低見積価格} \div \text{当該提案者の見積価格})$

ただし、 $50 > a \geq 40 \cdots 40 \text{ 点}$ 、 $40 > a \geq 30 \cdots 30 \text{ 点}$ 、 $30 > a \geq 20 \cdots 20 \text{ 点}$ 、 $20 > a \cdots 10 \text{ 点}$ とする。

その他

一次審査通過者が最終審査の参加を辞退した場合は、次点の者を繰り上げて通過者とする。

最終審査での得点が高点の場合は、価格以外の評価項目の合計点が高点の者を優先交渉権者とする。

以上をもって優先交渉権者が確定できない場合、審査委員会において一次審査及び最終審査の内容を総合的に考慮し、優先交渉権者を決定する。

なお、最終審査での得点が６割（７８０点）未満の者は、優先交渉権者及び次点交渉権者とならない。